

差 押 調 書 （謄本） 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
MUHAMAD DICKY EFFENDI	インドネシア	発番 令和7年 2月28日 草納発第2933号
高瀬 裕史	東京都墨田区業平五丁目4番4－602号	発番 令和7年 3月21日 草納発第3192号

配 当 計 算 書 （謄本） 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
MUHAMAD DICKY EFFENDI	インドネシア	発番 令和7年 3月28日 草納発第3295号
藍山 邦臣	滋賀県草津市渋川二丁目7番50－A8号YOSHIDAハイツ	発番 令和7年 4月 2日 草納発第41号
永崎 秀樹	愛知県小牧市堀の内5丁目293番地スピリッツ堀の内205号	発番 令和7年 4月 3日 草納発第67号
高瀬 裕史	東京都墨田区業平五丁目4番4－602号	発番 令和7年 4月 4日 草納発第101号

差 押 解 除 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3134号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3146号

参 加 差 押 解 除 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3135号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3136号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3137号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3138号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3147号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3148号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3149号
瀬戸 洋子	滋賀県大津市あかね町1番26号	発番 令和7年 3月19日 草納発第3150号

(令和 7 年 5 月 1 日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 4 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号

大阪府堺市北区南花田町86番地1 アムール南花田106号 戸田 真史	草津市新堂町字北中小路159番13	165.09㎡	R7.4.17	1836
--	-------------------	---------	---------	------

(令和7年4月17日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年4月17日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野558番地3（301号） サ ザンクロス 林 一成	草津市青地町字堤戸815番3	173.33㎡	R7.4.17	1837

(令和7年4月17日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月18日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号5071-005
- (2) 工事名
 波川福複センター空調設備他改修工事
- (3) 工事場所草津市西波川二丁目
- (4) 工事概要
 ・空気調和設備 一式
 ・電気設備 一式
 ・防水工事 一式
 ・撤去工事 一式
 ・発生材処理 一式
- (5) 工事期間契約締結日から令和8年2月27

日まで

- 2 予定価格83,822,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格設定する。（事後公表）
- 4 入札方法
 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成1

4 年 6 月 1 日制定) 第 2 条および第 3 条に基づく
指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

彦根市立花町 2-2

株式会社ヤスザワ設計

なお、「当該受託者と資本または人事面において
関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該
当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の
50 を超える株式を有し、またはその出資の総
額の 100 分の 50 を超える出資をしている建
設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者
の代表権を有する役員を兼ねている場合におけ
る当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に
係る一般競争入札および指名競争入札に参加する
者に必要な資格等に関する要綱（平成 13 年草津
市告示第 189 号）に基づき、令和 7 年度におい
て給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されて
いる者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札
参加者格付基準に基づく令和 7 年度の格付けにお
いて、給排水冷暖房工事（管工事）部門の A ラン
クとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者
を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねること
ができる。

イ 主任技術者は、1 級管工事施工管理技士の資格
を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監
理技術者資格者証を有している者）とし、併せ
て監理技術者講習修了証または監理技術者講習
修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接
かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇
用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 4 月 18 日午前 9 時から令
和 7 年 5 月 20 日午後 5 時まで

- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報
公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 4 月 18 日午前 9 時から令
和 7 年 5 月 8 日午後 5 時まで

- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課

- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず
着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.
lg.jp

- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 5 月 13 日午前 9
時より、草津市電子入札システム
の入札情報公開システムによる公
開および契約検査課窓口縦覧にて
行う。
なお、回答に対する再質問について
は受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 5 月 19 日午前 9 時
から令和 7 年 5 月 20 日午後 5 時まで

- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提
出すること。

- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条
に基づき行うこと。

- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付
して、草津市電子入札システムにより送信すること。
紙入札による場合も添付すること。添付がない
場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場
合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書およ
び誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値
通知書の写し

ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有し
ている者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとす
る。

9 開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 5 月 21 日 午後 1 時 30
分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していること
から、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者
から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、
入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順

位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 9 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和7年4月18日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月25日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5071-007

- (2) 工事名 市内一斉緊急放送システム装置改修工事
- (3) 工事場所 草津市内一円
- (4) 工事概要 ・ 既存の緊急放送受信装置の更新
・ 既存の緊急放送用屋外スピーカーの更新
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
- 2 予定価格 3 9 1, 0 7 1, 0 0 0 円 (税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) または民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準 (平成 1 4 年 6 月 1 日制定) 第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
名古屋市中村区十王町 5 番 2 8 号
(株)テクノス電子企画
- なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱 (平成 1 3 年草津

市告示第 1 8 9 号) に基づき、令和 7 年度において電気設備工事 (電気工事) 部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和 7 年度の格付けにおいて、電気設備工事 (電気工事) 部門の A ランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者 (監理技術者資格者証を有している者) とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者 (監理技術者) は、雇用者と直接かつ恒常的な (入札日において 3 か月以上) 雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 4 月 2 5 日午前 9 時から令和 7 年 6 月 9 日午後 5 時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 4 月 2 5 日午前 9 時から令和 7 年 5 月 1 9 日午後 5 時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 5 月 2 6 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 6 月 6 日午前 9 時から令和 7 年 6 月 9 日午後 5 時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和7年6月10日 午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において

現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、

10日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2.2 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和7年4月25日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月25日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5071-010
- (2) 工事名 南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事（第3工区）
- (3) 工事場所 草津市野路一丁目
- (4) 工事概要
- ・既存シェルターの撤去
 - ・新設シェルターの設置
 - ・照明器具等の設置
 - ・歩道の本復旧舗装
- (5) 工事期間 契約締結日から令和8年3月13日まで

- 2 予定価格 175,970,000円（税抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市若竹町8番31号

Arimoto Design Works
株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和7年度において建築一式工事（建築一式工事）部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和7年度の格付けにおいて、建築一式工事（建築一式工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監

理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和7年4月25日午前9時から令和7年6月9日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和7年4月25日午前9時から令和7年5月19日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和7年5月26日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和7年6月6日午前9時から令和7年6月9日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書(別紙様式2)

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの

写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和7年6月10日 午前10時30分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則(平成9年草津市規則第13号)により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則

により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の
契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会
社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証
券による保証を付した場合または履行保証保険を
締結した場合、契約保証
金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契
約であるため、議決を得る
までは仮契約とし、議決を
得た後に本契約に移行する
ものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係
る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可
能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取
り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に当該金額の100分の10に相当する金額を
加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落
札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税
事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった契約希望金額の110分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、
10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本
契約とする場合は、本契約とした時点）までの間
において、当該落札決定者が草津市建設工事等の
指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制
定）第2条および第3条に基づく指名停止を受け
た場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなか
ったと思慮される場合は、入札を中止または落札
決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の
入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和7年4月25日揭示済み）

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年
法律第101号）第18条第1項の規定により公益財
団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中
間管理機構）から令和7年4月18日付けで申請があ
った農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事
の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成
18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、
認可公告する。

令和7年4月30日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧の期間 令和7年4月30日から
令和7年5月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和7年4月30日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月1日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市中沢二丁目12番20-108号 アーバンナカザワB 山田 寛大、山田 美里	草津市駒井沢町字奥ノ前254番11	218.17㎡	R7.5.1	1838

(令和7年5月1日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月1日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野村一丁目23番8-301号 エ スペース 中川 幸紘	草津市駒井沢町字奥ノ前254番13	165.19㎡	R7.5.1	1839

(令和7年5月1日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第9号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 期 日 令和7年5月27日（火）
午後2時

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和7年5月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 4 号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

草津市農業委員会

会長 田中 治嗣

- 1 期 日 令和 7 年 5 月 9 日（金）
午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）
 - 3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
 - 4) 農地変更届出について（報告）
 - 5) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 7) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
 - 8) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 9) 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて

（令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済み）